

全建事発第 62 号
平成 25 年 9 月 20 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律等の施行について

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省から本会に対して、標記法律等の施行に伴い、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）について別添のとおり一部改正が行われた旨の通知がありました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上